

# 国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

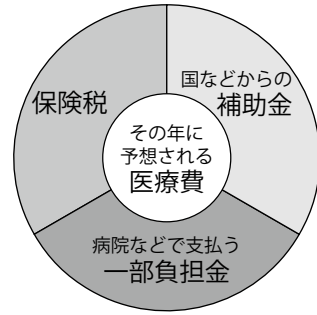
国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は7月31日（火）ですので、納め忘れにご注意ください。

## 国民健康保険税について

### ○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。



国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者（擬制世帯主）となります。

## 国民健康保険税の計算方法

医療分（下表①）、後期高齢者支援分（下表②）及び介護分（下表③）を計算し、合計したものが世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります。年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

平成24年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40歳から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当り)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

## 国民健康保険税の軽減について

### ○均等割・平等割の軽減

国保加入世帯の所得額に応じて、税額の軽減措置があります。税額の軽減は、国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割と加入世帯にかかる平等割が対象

### 軽減判定の基準

軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割軽減	33万円 + (35万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

※**擬制世帯主**…国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納税義務者は世帯主となり、擬制世帯主といえます。

※**特定同一世帯所属者**…国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合や、後期高齢者医療被保険者となった日の属する月以降5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

となりません。また、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

○**倒産、解雇等により離職された方の軽減**  
 会社の倒産や解雇等により離職された方（非自発的失業者）に対し、国保税の軽減制度があります。

【対象者】

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等による離職）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）

なお、他の健康保険への加入等により国保を脱退しますと、本軽減は対象外となります。

【軽減内容】

- ・国保税のうち、所得割の算定について、前年の給与所得を100分の30とみなす
- ・高額療養費等の所得区分判定も同様となる

【軽減期間】

離職日の翌日からその月の属する年度の翌年度末まで

【申請】

- ・場 所 町民税務課②窓口
- ・持参するもの 印鑑、被保険者証、公共職業安定所（ハローワーク）で発行する雇用保険受給者証

として失業給付を受ける方